

緊急特集

新型コロナウイルス対策支援について

家賃支援給付金 (経済産業省)

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするために地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

【支給対象(①②③すべてを満たす事業者)】

- ①資本金10億円未満の「中堅企業」、「中小企業」、「小規模事業者」、「フリーランス」を含む「個人事業者※」※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ②5月～12月の売上高について、
・1ヵ月で前年同月比▲50%以上 または、
・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

【給付額】 法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給

【申請期間】 2020年7月14日(火)～2021年1月15日(金) ※電子申請の締め切りは、2021年1月15日の24時まで。電子申請については家賃支援給付金ポータルサイトを検索ください。※電子申請が困難な方のための「サポート会場」は7月15日より「ホテルテトラリゾート」鶴岡市下川字東海林場358-3に開設されました。完全予約制となります。

【問合せ】 家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930(平日・土日祝日 8:30～19:00)

【算定方法】

申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍(6ヵ月分)が支給額です。

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

持続化給付金の 対象拡大 (経済産業省)

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のある個人事業者には最大100万円、中小法人等には最大200万円の給付を行っていますが、さらに持続化給付金の対象となる事業者の拡大として、事業所得以外に「雑所得」や「給与所得」で申告しているフリーランス等の個人事業者のほか、2020年1月から3月までに創業された事業者にも、事業全般に広く使える持続化給付金を支給します。

【対象者①】 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

【給付額】 最大100万円

【算定方法】 給付額=前年の収入※-(対象月の収入※×12ヵ月) ※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります

- 【要件】
- (1)雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であり、雑所得・給与所得が主たる収入としており、今後も事業継続する意思があること
 - (2)今年の対象月の収入が昨年の月平均収入と比べて50%以上減少していること
 - (3)2019年以前から、被雇用者又は被扶養者でないこと

【対象者②】 2020年1月～3月の間に創業した事業者

【給付額】 中小法人等 最大200万円/個人事業者等 最大100万円

【要件】 創業月～3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者

【算定方法】 今年1月～3月の総売上÷今年3月までの創業後月数×6-対象月の売上×6 ※対象月は4月以降から選択

- 【持続化給付金①②申請方法】
- ①申請要領(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)
 - ②申請要領(中小法人等向け、個人事業者等向け)をご確認ください
※電子申請が困難な方のための「申請サポート会場」は7月30日で終了となります

【相談ダイヤル】 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
IP電話専用回線 03-6831-0613 受付時間 8:30～19:00 6月～8月(毎日)

鶴岡市経営 継続支援金 (鶴岡市)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者の経営継続を応援するため、国の持続化給付金の要件を満たさない事業所に、鶴岡市独自に支援金を支給します。

【支給額】 20万円(1回限り)

【対象者】 中小企業事業者▶ 市内に本社または本店を置くもの
個人事業主▶ 市内に住所を有するもの(法人以外の団体を含む)

【申込期限】 令和2年8月31日(月)必着

- 【交付要件】
- ①平成31年3月から令和元年5月までの3ヵ月間の平均売上が20万円以上であること
 - ②令和2年3月から令和2年5月までの間で1ヵ月当たりの売上が前年同月と比較し、20%以上減少した月があること
 - ③令和2年1月から令和2年5月の期間で、国の持続化給付金の給付対象に該当しないこと
 - ④個人事業主にあつては、事業収入が給与収入を上回っていること
 - ⑤交付申請の時点において今後も事業を継続すること
 - ⑥市税等の滞納がないこと
 - ⑦国の提唱する「新しい生活様式」を実践すること

【要綱・様式】 「鶴岡市経営継続支援金」で検索下さい

【申込・問合せ】 鶴岡市経営継続支援金事務局 ※申込は原則郵送で提出ください
〒997-0015 鶴岡市末広町3番1号 マリカ東館3階 庄内産業振興センター内
☎080-2846-8562 又は ☎080-2846-8563

小規模事業者 持続化補助金 (日本商工会議所)

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。現在「一般型」と新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの「コロナ特別対応型」の2種類があります。この制度は、商工会議所のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けます。

小規模事業者の定義	業種	常時使用する従業員の数
小規模事業者の定義	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
	製造業その他	20人以下

	一般型	コロナ特別対応型
補助対象者	商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者」及び、一定の要件を満たした特定非営利活動法人	
対象事業	策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組であること あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること	▼本事業への応募の前提として ①「サプライチェーンの毀損への対応」、「非対面型ビジネスモデルへの転換」、「テレワーク環境の整備」のいずれか一つ以上の投資に取り組むこと ②新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越え、持続的な経営に向けた経営計画を策定していること ○補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること A: サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと C: テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること※補助対象期間内に、少なくとも1回以上、テレワークを実施する必要があります ※PC・タブレット・WEBカメラ等のハードウェアの購入費用は対象外
経費補助対象	①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、⑫委託費、⑬外注費 ※コロナ特別対応型は2020年2月18日まで適及可能	
補助率・補助上限額	・補助率 補助対象経費の2/3以内 ・補助上限額 50万円(特例事業者除く) 100万円(特例事業者のみ)	・補助率 【コロナ特別対応型A類型】 補助対象経費の3分の2以内 【コロナ特別対応型B・C類型】 補助対象経費の4分の3以内 ・補助上限額 100万円

●(一般型・コロナ特別対応型) 新型コロナ感染予防対策への投資に最大50万円を補助する「事業再開枠」

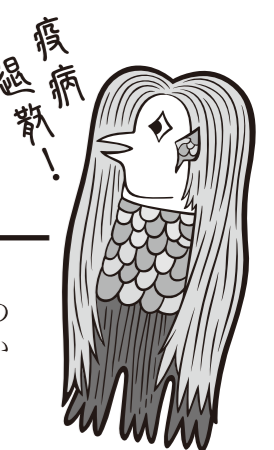
持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組を行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組について補助するものです。

【補助対象者】 「小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金 一般型・コロナ特別対応型)」の申請者
・補助率: 定額補助(10/10) ・補助上限: 50万円(または総補助額の1/2まで)
・対象経費: 業種別ガイドラインなどに沿った感染防止対策の経費(例: 消毒、マスク、清掃、間仕切り、換気設備などの費用)

【補助対象経費】 ①消毒費用、②マスク費用、③清掃費用、④飛沫対策費用、⑤換気費用、⑥その他衛生管理費用、⑦PR費用

【受付締切】 【一般型】 第3回受付締切 10月2日(金)、第4回受付締切 令和3年2月5日(金) 郵送: 当日消印有効
【コロナ特別対応型】 第3回受付締切 8月7日(金)、第4回受付締切 10月2日(金) 郵送: 当日必着
日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

【問合せ】 鶴岡商工会議所 経営支援課 ☎0235-24-7711





鶴岡とまっています。

～たまにはお宿でリフレッシュ～

DEGAM鶴岡ツーリズムビューローと連携し、市民・県民向けの宿泊プランを紹介する「鶴岡とまっています」が、たまにはお宿でリフレッシュ（通称「つる宿」）事業を開始しました。鶴岡市内の宿泊施設が独自に提案した宿泊プランをまとめ、パンフレット型のチラシを作製。また、今回参加する宿泊施設全てが「つるおか元気プロジェクト」に賛同することで、地域が一つになって感染症対策に取り組み、安心安全なまち・鶴岡であることを広くPRしてまいります。今後は、国のGOTOキャンペーンや県の観光業支援を見据えて「つる宿」専用サイトも開設し、鶴岡市内宿泊施設への誘客を促す取り組みを予定しています。



「つる宿」専用サイト
<https://tsuruyado.com/>



鶴岡ごちそういただきます。

～つるごち～

鶴岡商工会議所では、COVID-19への対応でテイクアウト・デリバリーに取り組まれている会員事業所を紹介する「鶴岡ごちそういただきます」。つるごち事業を4月24日より展開しています。5月1日付「鶴岡タイムス」へ84店舗を掲載したチラシ折込を行ったほか、アプリには106店舗の営業状況やメニューなどの情報を掲載。5月11日に山形県による自粛要請が一部緩和になったことを機に、これまでのテイクアウト・デリバリー情報に加え、店内飲食の営業情報を新たに追加しました。現在（7月4日）までに、22万件余のページビュー（1日平均3111件）を数え、沢山の方々に活用いただいております。

アプリは当分の間運営を続けますので、まだ掲載していない方は当所HP内申込書よりご登録ください。既に掲載している方は登録内容をご確認の上、適宜内容変更のご連絡をお願い致します。

「つるごち」専用サイト
<https://tsurugochi.glideapp.io/>



地域経済 元気回復キャンペーン

～感染予防に努めながら、身近な地域のお店を応援～

鶴岡商工会議所 鶴岡TMOプレミアム付 商店街元気回復商品券



新型コロナウイルス感染症の影響で急激に減退した消費活動を喚起するため、県と県内市町村が各商工団体に助成して県内統一の「地域経済 元気回復キャンペーン」を実施。鶴岡商工会議所では鶴岡TMOが実施主体となり20%プレミアム付きの「商店街元気回復商品券」を

発行。10000円分の商品券6枚セット（60000円分）を50000円で、計150000セット発行総額9000万円を6月30日より販売し完了しました。

取扱加盟店は、鶴岡商工会議所会員事業所又は鶴岡商工会議所管内の商店街振興組合及び商店会に属する事業所で小売業（店舗面積が1500㎡以上でうち50%以上がセルフサービス方式の事業所を除く）、飲食業、宿泊業、サービス業（クリーニング、理美容、写真、旅行業及びこれに類するものに限る）、タクシー、ハイヤー業。加盟店舗数は350店舗で加盟店チラシやホームページで紹介しております。

なお、昨年度まで発行してきた鶴岡市共通商品券「庄内藩藩札」は、本年度は発行いたしませんのでご了承願います。

商品券の有効期間は
6月30日～9月30日

「地域経済 元気回復キャンペーン」専用サイト
<https://genki.trcci.or.jp/>



つるおか元気プロジェクト

COVID-19感染拡大の影響で疲弊した鶴岡市内の飲食店や宿泊業等を応援するため、市内若手経営者らで組織する実行委員会により「つるおか元気プロジェクト」が展開され、当所は事務局を担っています。

このプロジェクトは、実行委員会が定める感染予防の5つの基本ルールの順守を前提に、申請のあった事業所及び鶴岡市プレミアム付き飲食券加盟店 合わせて約600店舗が「つるおか元気安全推進実施店」として登録。ステッカーやポスターなどの関連グッズを無償で提供し、事業者と利用者双方が感染防止の安全対策への意識を高める取り組みを行なっています。また、新しい生活様式を提案しようと、マスクが着用できない飲食の場面で、感染症への対策として会話を

際に口元を覆うための「つるおかエチケットうちわ」を製作し、実施店には1セット50枚を特別価格500円（税込）で販売（限定15000枚、特別価格は1事業所1セットまで）。7月からは、実施店以外の企業や町内会等も正規価格で購入が可能となりました。



「つるおか元気プロジェクト」専用サイト
<http://tsuruokagenki.net>



雇用維持相談窓口を開設

鶴岡商工会議所では鶴岡市・出羽商工会・鶴岡地区雇用対策協議会と連携し、雇用調整助成金等の相談窓口を開設し、8月まで社会保険労務士との無料相談会を平日毎日行なっております。雇用調整助成金は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために休業・時短営業を実施した事業主に対して、休業手当の一部を助成する制度です。9月30日までの緊急対応期間については、特例措置により1人1日15,000円を上限として、休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

●支給対象となる事業主

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- ・最近1ヶ月の売上高（または生産量など）が前年同月比5%以上減少している
- ・従業員を休業などさせ、休業手当を支払っている（遡って支払っても対象）

●助成対象となる労働者

- ・雇用保険被保険者に対する休業手当などが対象（パート・アルバイトなどで雇用保険被保険者以外の方は「緊急雇用安定助成金」の対象になります）

助成金申請が難しいと思われる方も多くいらっしゃいますが社会保険労務士との相談は何回でも無料となっておりますので、ぜひこの機会にお問合せください。

雇用維持相談窓口（マリカ東館3階） ☎0235-29-2721

鶴岡商工会議所「会員のつどい」中止について

例年、「会員のつどい」は多くの会員事業所様からご参加いただいておりますが、開催に当たっては新型コロナウイルス感染を防ぐため、ソーシャルディスタンスの確保等、感染拡大防止対策が必要不可欠であり、会員の交流を深めることが極めて困難であることから、今年度の「会員のつどい」開催は断念させていただきたくこととなりました。楽しみにしていた皆様には誠に申し訳ありませんがどうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

総務企画課

令和2年度 検定試験について

今年度の検定試験の日程は下記の通りとなります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、変更になる可能性がありますので、ホームページで最新情報をご確認ください。

※11月施行の簿記検定について、受付開始日が変更になっております。

検定	試験日	申込受付期間
簿記	11月15日(日)	10月1日(木)～10月19日(月)
	令和3年2月28日(日)	12月21日(月)～1月29日(金)
リテールマーケティング(販売士)	令和3年2月17日(水)	12月14日(月)～1月22日(金)
福祉住環境コーディネーター	11月22日(日)	9月8日(火)～10月7日(水) ※個人は9日(金)まで
環境社会(eco)	12月13日(日)	9月29日(火)～10月28日(水) ※個人は30日(金)まで